**令和６年度　環境こだわり農産物等認知度向上事業に係る公募要領**

第１　総則

令和６年度　環境こだわり農産物等認知度向上事業に係る公募の実施については、環境こだわり農産物等認知度向上事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるほか、この要領に定めるものとします。

第２　趣旨

消費者が環境こだわり農産物等を目にする機会を増やし、環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るための支援を行います。

第３　事業内容

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 事業内容 |
| （１）環境こだわり農産物コーナーの設置 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るため、直売所や量販店のインショップ等において、環境こだわり農産物等販売コーナーを設置する。 |
| （２）惣菜等への簡易表示の推進 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図るため、環境こだわり農産物等を使用した惣菜等に対する簡易表示（環境こだわり農産物を使用している旨を記載したシールやＰＯＰ等）を行う。 |
| （３）量販店等での販売促進・ＰＲ活動 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を目的として、量販店等での販売促進・ＰＲ活動を実施する。 |

第４　応募者の要件

本事業に応募することができる者は、事業内容別に次の全ての要件を満たすものとします。

（１）「環境こだわり農産物コーナーの設置」における応募者の要件

|  |  |
| --- | --- |
| ・ | 県内外の直売所や量販店のインショップ等において、環境こだわり農産物等を販売する予定の集荷事業者、卸売事業者または小売事業者であること |

（２）「惣菜等への簡易表示の推進」における応募者の要件

|  |  |
| --- | --- |
| ・ | 県内外の量販店等で、環境こだわり農産物等を使用した惣菜等を取り扱う予定の惣菜等製造・販売事業者または小売事業者であること |

（３）「量販店等での販売促進・ＰＲ活動」における応募者の要件

|  |  |
| --- | --- |
| ・ | 県内外の量販店等で、環境こだわり農産物等の販売促進を目的とした販売促進・ＰＲ活動を実施する予定の集荷事業者、卸売事業者または小売事業者であること |

（４）（１）～（３）において共通する応募者の要件

|  |  |
| --- | --- |
| ・ | 補助事業全体および交付された補助金の適正な執行に関し、責任を負うことができる事業者であること |
| ・ | 県の求めに応じ、開示可能な販売実績データ等を提出することができる事業者であること |
| ・ | 事業者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと |
| ・ | 環境こだわり農産物の表示に関係する条例等に従うことができる事業者であること |

第５　補助対象経費の範囲

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助対象経費の範囲 |
| （１）環境こだわり農産物コーナーの設置 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図ることを目的として、直売所や量販店のインショップ等において、環境こだわり農産物等販売コーナーを設置するために必要な経費（ＰＲ資材等作成費、什器等購入費 等） |
| （２）惣菜等への簡易表示の推進 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を図ることを目的として、環境こだわり農産物等を使用した惣菜等に対する簡易表示（環境こだわり農産物を使用している旨を記載したシールやＰＯＰ等）を行うために必要な経費（簡易表示等作成費 等） |
| （３）量販店等での販売促進・ＰＲ活動 | 環境こだわり農産物等のさらなる認知度向上を目的として、量販店等での販売促進・ＰＲ活動を実施するために必要な経費（量販店等店頭販促費、ＰＲ資材等作成費 等） |

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に助成対象となるものは、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致しません。

第６　補助対象としない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 補助金の交付決定前に着手されているもの※補助金交付候補者として選択された後であっても、補助金の交付決定前に発生した申請対象となる認証取得に要する経費は補助金の対象となりません。 |
| ２ | 消費税および地方消費税に係る消費税仕入控除税額※補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額 |

第７　補助率等

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 補助率 |
| （１）環境こだわり農産物コーナーの設置 | 定額（ただし、上限額は１店舗当たり200千円とする。） |
| （２）惣菜等への簡易表示の推進 | 定額（ただし、上限額は500千円とする。） |
| （３）量販店等での販売促進・ＰＲ活動 | １/２以内 |

第８　補助事業実施期間

令和６年度の交付決定の日から令和７年３月31日までとします。

第９　申請書類の作成および提出

１　申請書類の作成

事業に係る申請書（別記様式第１号）の内容は、第２の趣旨、第３の事業内容および第５の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、次の書類を添付してください。

|  |
| --- |
| 《第４に掲げる応募者の要件を確認する次の書類》ア　法人および団体の場合は、定款または規約の写しおよび役員等の名簿イ　暴力団員でない旨の誓約書（別記様式第２号） |

２　申請書類の提出先、提出期限および提出部数

申請書類の提出は、以下の提出先まで、令和６年５月31日（金）17時必着とし、提出部数は１部とします。

※提出期限の時点で申請額が予算額に満たない場合、予算の範囲で申請を随時受け付けます。

|  |
| --- |
| 《提出先》滋賀県　農政水産部　みらいの農業振興課　みどりの食料戦略室　環境こだわり農業係　行・住所：〒520-8577　滋賀県大津市京町四丁目１番１号・E-Mail：kankyo-kodawari@pref.shiga.lg.jp・TEL：077-528-3895 |

３　申請書類の提出に当たっての注意事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|

|  |  |
| --- | --- |
| ① | 申請書類は、様式に沿って作成してください。 |
| ② | 申請書類に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。 |
| ③ | 第４に掲げる応募者の要件を有しない者が提出した申請書類は無効とします。 |
| ④ | 申請書等の作成および提出にかかる費用は、応募者の負担とします。 |
| ⑤ | 申請書類の提出は、原則として第９の２の提出先あてに、持参、郵送または電子情報処理組織（電子メール）により行うものとします。 |
| ⑥ | 申請書類を郵送する場合には、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法により提出してください。いかなる場合も第９の２に掲げる提出期限までに到着しない場合は無効とします。 |
| ⑦ | 申請書類を持参または郵送する場合には、一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。 |
| ⑧ | 提出された申請書類については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。 |
| ⑨ | 提出された申請書等については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しませんので、御了承ください。 |

 |

第10　補助金交付候補者の選定

１　補助金交付候補者の選定方法および配分額の決定方法

提出された申請書類については、予算の範囲で、区分ごとに事業実施主体となり得る候補（以下「補助金交付候補者」という。）を選定し、補助金を配分するものとします。ただし、応募者からの申請額が予算額を上回る場合は、下表で示すとおり、補助金交付候補者を選定し、補助金を配分します。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 応募者からの申請額が予算額を上回る場合の対応 |
| （１）環境こだわり農産物コーナーの設置 | 環境こだわり農産物コーナーの設置予定店舗数１店舗当たりに要する事業費が小さい者から補助金交付候補者を選定します。ただし、配分額の上限は１店舗につき200千円とします。 |
| （２）惣菜等への簡易表示の推進 | 環境こだわり農産物等を使用した惣菜等の販売予定店舗数１店舗当たりに要する事業費が小さい者から補助金交付候補者を選定します。ただし、配分額の上限は500千円とします。 |
| （３）量販店等での販売促進・ＰＲ活動 | 販促予定店舗数１店舗当たりに要する事業費が小さく、販促予定期間日数１日当たりの事業費が小さい者から補助金交付候補者を選定します。ただし、補助率は１/２以内とします。 |

２　審査結果の通知

本公募要領に基づく審査を踏まえ補助金交付候補者を選定し、補助金交付候補者となった応募者に対してはその旨を、それ以外の応募者に対しては補助金交付候補者とならなかった旨を、それぞれ通知します。

審査結果の通知については、補助金交付候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途必要な手続を経て、正式に決定されることになります。

審査内容については、非公開とし、補助金交付候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問い合わせにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

第11　補助金交付に必要な手続等

補助金交付候補者は、県の指示に従い速やかに、交付要綱に基づき、補助金の交付を受けるために必要な補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を事業担当課に提出していただきます。交付申請書を事業担当課等が審査した後、所要の手続きを経て補助金の交付が決定されます。

なお、交付申請書の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

また、補助金の交付が決定されるまでに実施した取組については補助対象となりませんので注意してください。

第12　重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（滋賀県または農林水産省等の補助事業等）への申請を行っている場合には、申請段階（補助金交付候補者として選定されていない段階）で本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容および他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、または補助金交付候補者の選定の決定もしくは補助金の交付決定が取り消されることがあります。